

避難情報が変わりました

防災安全課 ☎55-5115、55-5174

災害対策基本法が改正され、5月20日から避難情報が新しくなりました。

警戒レベル4の「避難勧告」と「避難指示（緊急）」が一本化され、『避難指示』となりました。避難勧告は廃止です。

警戒レベル4 避難指示が発令されたら、危険な場所から全員避難しましょう。

避難情報変更の概要

- (1) 警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し
- (2) 警戒レベル4の「避難勧告」と「避難指示（緊急）」を『避難指示』に一本化
- (3) 災害が発生・切迫し、警戒レベル4の段階で避難場所などへの避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報として、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置づけ

| 警戒レベル | 状況 | 住民がとるべき行動 | 新たな避難情報など | これまでの避難情報など |
|-------|--------------|------------------|-----------|-------------|
| 5 | 災害発生 又は切迫 | 命の危険 直ちに安全確保！ | 緊急安全確保 | 災害発生情報 |

<警戒レベル4までに必ず避難！>

| | | | | |
|---|----------|--------------------|--------|-------------------|
| 4 | 災害のおそれ高い | 危険な場所から 全員避難 | 避難指示 | 避難指示（緊急） 避難勧告 |
| 3 | 災害のおそれあり | 危険な場所から 高齢者等は避難 | 高齢者等避難 | 避難準備・ 高齢者等避難開始 |

避難行動とは・・・

松江市が指定する避難所（小中学校や公民館など）に行くことだけが「避難」ではありません。「避難」とは「難」を「避」けることです。避難には下の4つの行動があります。普段からどう行動するか決めておきましょう。

- (1) 松江市が指定した避難所への立退き避難
- (2) 安全な親戚・知人宅への立退き避難
- (3) 安全なホテル・旅館への立退き避難
- (4) 屋内安全確保